(10) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組
職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消するため、管理職を含めた職員全員を対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。
(11) 人事評価への反映
仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けて採られた行動については、人事評価において適切に評価を行う。
2 その他の次世代育成支援対策に関する事項
(1) 子育てバリアフリー
外部からの来庁者の多い庁舎において、子どもを連れた人が安心して来庁できるよう、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を適切に行う。
(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
ア 子ども・子育てに関する活動の支援
地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。
イ 子どもの体験活動等の支援
子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な参加を支援すること等に取り組む。
ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援
子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に関し自動車の運転を行う者に対する交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施する。
エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備
子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への職員の積極的な参加を支援する。
(3) 子どもと触れ合う機会の充実
保護者でもある職員の子どもと触れ合う機会を充実させ、心豊かな子どもを育むため、子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。
また、各機関におけるレクリエーション活動の実施に当たっては、当該職員のみだけではなく、子どもを含めた家族全員が参加できるように配慮する。
(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上
保護者でもある職員は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、各機関内において、家庭教育講座等を開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。

○金融庁告示第六十五号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十第一項の規定に基づき、金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（平成二十五年金融庁告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十八日

金融庁長官　細溝　清史

別表第一特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の項中

有価証券報告書（法第二十四条第五項において準用する同条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。）	第六号の七様式

を

募集事項等記載書面（法第五条第十項に規定する募集事項等記載書面をいう。）	第七号様式 第七号の三様式
有価証券報告書（法第二十四条第五項において準用する同条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。）	

に、

発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。）	第二十一号様式

を

発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。）	第二十一号様式
自己株券買付状況報告書（法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。）	第二十五号の三様式

に改める。

○復興庁告示第六十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（久慈市復興推進計画（認定番号岩手第十七号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社岩手銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○復興庁告示第六十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（久慈市復興推進計画（認定番号岩手第十七号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号